

大磯町監査公表第 16 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 19 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 清田 文雄

監査結果報告書

1. 監査の種類
定期監査

2. 監査の対象部課等
町民福祉部町民課

3. 監査の範囲及び事務
平成31年4月1日から令和元年10月31日までに執行された令和元年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間
令和元年11月22日から令和元年12月26日まで

5. 監査の方法及び監査項目
平成31年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。
なお、監査に際しては、監査対象課である町民課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要
戸籍、住民基本台帳に関すること、個人番号交付、国府支所の運営及び維持管理、自治会組織との連絡調整、男女共同参画、消費者行政、地域会館等の維持管理、交通安全、防犯対策、自転車駐車場の整備及び維持管理、国民年金に関する事務、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に関する事務等を行っている。

7. 監査の結果
令和元年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、次に注意する事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(注意事項)

契約を未決裁で執行している事例が見受けられた。契約手続きは、適正に処理するよう注意する。

(要望)

自転車駐車場使用料の滞納は、法令等に則して速やかに処理されたい。